

令和6年11月20日

学生の皆様へ

保健管理センター所長

インフルエンザに感染した場合の登校停止期間について

インフルエンザの流行期に入りました。体調管理に十分注意し、予防に努めていただくようお願いいたします。

(参考)「令和6年度今冬のインフルエンザ総合対策について」(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2024.html>

なお、インフルエンザ等に罹患した場合の登校停止期間について、下記のとおりご対応ください。

(参考)「学校保健安全法施行規則第19条第2項」

記

【登校停止期間】

インフルエンザ様の症状(38℃以上の発熱及び鼻汁、咽頭痛、咳など)が出たら、他の人への感染防止のため、発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった日(解熱剤を使わなくても体温が37℃以下になった日)の翌日より2日間は登校を自粛して下さい。

なお、医療機関を受診しインフルエンザと診断された場合は、医師の指示にしたがい登校を停止して下さい。

ただし、修学上の配慮を受けるためには、診断書の提出が必要となる場合があります。各学部および共通教育事務室にご相談ください。

- ・インフルエンザへの感染防止のため、手洗い、咳エチケットを励行して下さい。
- ・日頃から十分な睡眠とバランスのよい食事をとるようこころがけ、抵抗力をつけておいて下さい。